

令和4年度事業計画書

社会福祉法人小牧福祉会

I. 小牧福祉会の事業計画

1. 所在地 小牧市大字岩崎1345番地4
2. 理念 人は、さまざまな障がいがあっても、多くの人の協力により、地域社会に貢献し、個性豊かな自己実現をしていけるものと信じています。
共に社会生活を営む仲間として、一人ひとりの個性や人権を尊重し、さまざまな場面で協力して、「夢や希望」の実現のために支援・援助をしていきます。
3. 方針 (1) 理念に基づき、障がい者がより良い人生を送ることができるよう地域との交流を深める。
(2) 障がい者が地域生活を送ることができるよう必要なサービスを調査し、事業の検討・充実とともに社会資源活用のために事業所間の連携を図る。
(3) 障がい者を支援するために専門的な知識・技術を高め、支援者の資質の向上を図る。
(4) 法人すべての役職員は、法令等の遵守に努める。
(5) 法人が提供する福祉サービスに対する苦情・虐待への適切な対応を行い、利用者の権利保障・人権擁護をするとともに福祉サービスの質の向上を図る。
(6) 法人に就業するすべての者に対して、ハラスメントを防止するための遵守事項や防止措置等を定め、働きやすい職場環境の実現を図る。
(7) 共に生きる仲間として地域共生社会を目指し、地域の資源としての役目を果たすため、地域貢献に努める。
4. 組織 (1) 評議員会…法人の運営に係る重要事項の議決機関として、役員を選任・解任、定款変更および計算書類等を承認する。
(2) 理事会…法人の業務執行に関する意思決定機関として、各年度の事業計画、予算等の決定および施設長等の選任・解任等を行う。
(3) 業務管理…法人における法令遵守等の業務管理のため、専任理事を法令遵守責任者として配置する。
(4) 経営会議…評議員会、理事会の議決・承認事項に基づき、事業所の経営等の実施に関する報告等の確認を行い、法人および事業所の経営の安定と強化に向けた協議を行う。
(5) 運営会議…理事会の決定事項に基づき、事業所間の連携を含め具体的な実施方法を協議し、全職員に周知する。職員の意見を集約し、協議の場に反映するよう努める。
(6) 職種別部会…法人内における同一職種の横断的な協議・調整の場とし、必要な情報・知識を共有するよう努める。
(7) 委員会…法人として事業・活動を進めるため、目的別の委員会を設置する。
5. 事業計画 (1) 評議員会・理事会の開催
法人本部の審議
いわさき授産所の経営・会計（事業別）の審議
本庄授産所の経営・会計（事業別）の審議
新町ホームきぼうの経営・会計の審議
(2) 監事監査の開催
(3) 経営会議の開催
運営会議の開催
職種別部会の開催
①支援スタッフ部会
②事務担当者部会
③調理担当者部会

- ④保健・看護担当者部会
- ⑤広報担当者部会

(4) 委員会の開催

経営部門

- ①将来検討委員会…小牧福祉会が経営する事業所の将来に亘る健全な経営を図るため、協議・確認を行う。
- ②経営会議…小牧福祉会が経営する事業所の経営の安定と強化に向けた協議を行う。

運営部門

- ①運営会議…事業所間の連携を含め具体的な実施方法の協議を行う。
- ②苦情解決・虐待防止第三者委員会…小牧福祉会が提供する福祉サービスへの苦情等に対し、利用者の権利を保障するための確認および適切な対応を行う。
- ③苦情解決・虐待防止委員会…法人理念等の実現のために、事業者の責務の周知徹底、苦情の早期発見・早期解決および虐待の未然防止に努め、福祉サービスの質の向上を図る。
- ④安全衛生委員会…事故報告やヒヤリ・ハット報告を評価・分析し、安全な支援が行えるよう、確認・対策を講じる。

(5) 広報活動

(6) 計画相談支援事業：いわさき授産所

(7) 日中一時支援事業（公益事業）：いわさき授産所および本庄授産所

6. 中期経営計画の各視点に基づいた実施項目

(1) 利用者の視点

サービスの質の向上～高齢化への対応策：知識の習得（研修等）
安全・安心なサービスの提供～危機管理対応・感染症予防の徹底：危機管理の研修
事故防止策の強化：整理・分析法の研究

(2) 財務の視点

財務の管理～財務状況・社会情勢の把握：財務状況の検証
運営の安定～利用者の確保：送迎サービス条件検討
計画的な施設整備～施設整備計画の策定
修繕工事計画の策定：修繕・改修箇所の選出

(3) 人事の視点

人材の確保と育成～職員研修の充実：研修計画の策定
働きやすい職場環境～時間外労働の削減：NO残業デーの徹底

(4) 業務の視点

業務の改善・効率化～仕事の明確化・省力化：仕事の明確化

(5) 地域公益の視点

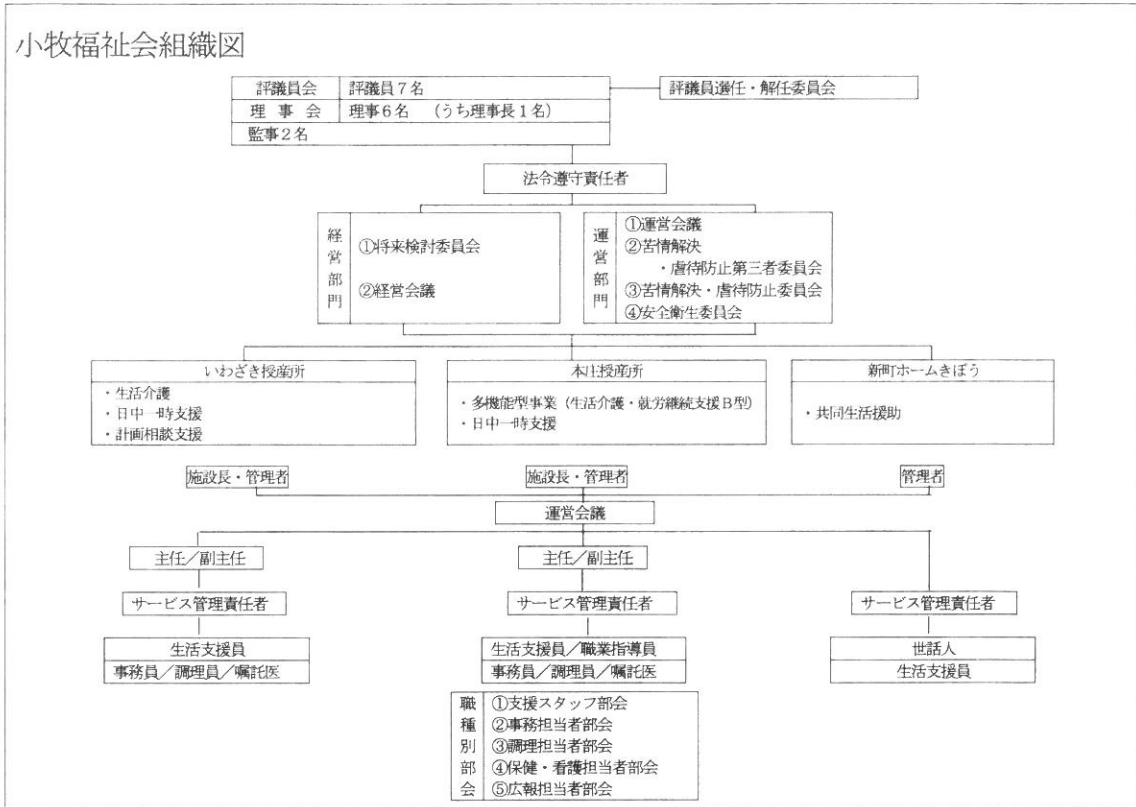
福祉サービスの充実：グループホーム施設整備
地域等との連携の強化～地域との関係の強化：もちもち活動の実施

令和4年度の重点施策

グループホームの整備

- ・土地の購入から建設に向けて

7. 組織体系



II. いわさき授産所の事業計画

事業種別	障害者総合支援法に基づく生活介護事業・指定特定相談支援事業 地域生活支援事業における日中一時支援事業
所在地	小牧市大字岩崎1345番地4
方針	利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供します。 また、中期経営計画に基づき、安心して継続的に生活ができるよう魅力ある施設に繋がります。 生活介護においては、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、介助、療育的活動、創作的活動および生産活動の提供等を通して支援を行います。 また、高齢化に向けて情報収集をした上で、体力・身体機能の維持活動、考える活動等を提供し、楽しみや生きがいを感じることで生活を送れるよう支援を行います。 相談支援においては、障がい者等やその家族の意思、選択に基づいて、サービス利用に係る利用計画を作成し、適切な福祉サービスが提供されるように支援を行います。 日中一時支援を必要とする利用者に対し、一時的に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な支援・指導を行い在宅の障がい者等の福祉の向上を図ります。

I) 生活介護事業

定員：40名
職員：23名
開所日数：267日

1. 支援・指導目標

自立に向かう

「豊かな生活」「生活の質の向上」を目指し、社会参加や活動等を通して生活習慣の確立および日常生活技能の向上を目指した支援・指導をします。

利用者の夢や希望をかなえるため、日中活動の場を提供し、意思決定支援を行うことにより自主性を育て、協調性、社会性を身につけて自立に向かうよう支援・指導をします。

個々の年齢に応じて、日々健康を意識し楽しみや生きがいを感じながら生活を送られるよう支援をします。

<活動を通じた豊かな生活や地域との共生>

- ・個々の障がい状況に合わせた日常生活支援において、利用者の興味や関心に応じた療育的活動および社会参加活動を行い、生活の幅を広げていけるよう支援・指導をします。
- ・高齢化に向け、体力・身体機能を維持する活動と生活の中で考えた行動ができるような活動を通し、日々安心して生活を送られるよう支援・指導をします
- ・対人関係を考慮しながら、利用者が互いに仲間関係を理解できるように支援・指導をします。
- ・地域の方と協力し、共に生きる仲間として共生社会を目指し、地域資源として地域貢献活動をします。

<働くことの意味の理解>

- ・生産活動を通して、社会参加・貢献が理解できるよう支援・指導をします。
- ・「生産活動—工賃—楽しみ」が結びつくよう、工賃を使う機会を提供し、社会参加への喜びや生きがいを感じられるよう支援・指導をします。
- ・生産活動が楽しみや生きがいとして感じられるよう支援・指導をします。

地域や家族との結びつきを重視し、関係市町および地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者と密接に連携し、利用者に寄り添った支援を行います。

心身の状況により5日以上連続して利用がない場合、希望者に訪問して状況確認等の支援をします。

2. 支援・指導内容

生活介護：生産活動や療育的活動等を提供します。

(1) 生産活動

- ・利用者一人ひとりの能力や障がい特性に考慮し、できること・できそうなことを個々に合わせて提供します。
- ・利用者のニーズにより、企業や関係機関等と連携し、就労支援（職場実習、求職活動、トライアル雇用等）を行います。

【内容】 自主作業：印刷、縫製、仕入れ、資源回収、農園

受託作業：ガス器具部品組立、自動車部品組立、電気設備部品組立

※全員が協力し助け合うことが大切という思いから、作業の忙しいところをお互いに手伝います。

【時間】 9：30～15：30の間

(2) 日中活動

- ・利用者のニーズ・課題を把握し、基本的な生活習慣（身辺処理、みだしなみ、食事マナーなど）が確立できるように、ごく日常的な事柄から支援・指導をします。
- ・自己決定（自己選択、自己表現）を行うことにより自主性を育て、意思決定がしていけるように支援・指導をします。
- ・情緒的安定のために療育的活動や創作的活動など楽しむ機会を提供し、心身ともに健康な生活が送れるように支援をします。

<日々の活動>：散歩・レクリエーション 等

【内容】 療育的活動（リトミック・3B体操・音楽療法等）

創作的活動（作品作り・興味関心のある取り組み等）

生活に関する活動（そうじ・買い物・社会資源の活用等）

健やか活動（個人の年齢や心身の状況に合わせた体操やレクリエーション等の活動）

もちもち活動（地域貢献）（地域への奉仕活動やお困りごとのお手伝い等）

【時間】 13：00～15：30の間

<活動内容>

グループ活動 … 「生産活動－工賃－楽しみ」が結びつくよう地域の社会資源に出かけ、工賃を使用する機会を提供します。日常生活に密着した活動（買い物等）をすることで、生活技能を伸ばし自立した生活に近づくよう支援します。

いきいき活動（芸術・音楽・体操）

… 自分を表現する場、自分の新たな能力の発見の場および余暇の過ごし方や楽しみを見つける場となるよう支援します。

全体活動（ゴミゼロ、いわぎ塾、レクリエーション、体力づくり）

… 地域への貢献として施設周辺の清掃を行います。日常生活に役立つ学習や情報提供を行います。楽しみながら身体を動かす活動を行います。

お楽しみ活動 … 利用者個人の興味関心から内容を選んで、楽しく過ごす時間にします。

そうじの日 … 机拭き、身の回りの片づけなどの経験を通して指導をします。

ティータイム … 自己選択やリラックス、情報交換などや仲間と親睦を深める時間にします。

代表者会 … 利用者の思いや意見を聞く機会とし、聞いた内容を活動として企画・実施をします。

※日々の活動は、原則として隔週で金曜日の午後および土曜日の午後に行います。

※その週に休日や行事等がある時は、活動を中止または変更する場合があります。

(3) 日課：利用者の希望に応じて適宜対応します。

時間	生産活動（1/2）	生産活動（3/4）	1日生産活動
9：00～9：30	朝礼・体力づくり		
9：30～10：30	生産活動		
10：30～10：40	休 息		
10：40～12：00	生産活動		
12：00～13：00	昼食・休憩		
13：00～14：20	散歩・レク 療育的活動 創作的活動	生産活動 療育的活動	生産活動 生産活動

	生活に関する活動 等		
14:20~14:30	休 息		
14:30~15:30	ティータイム	生産活動	
15:30~15:45	掃 除		
15:45~16:00	着替え・帰りの会		

3. 送迎サービス

地域で暮らす利用者に、継続的に安定して通える日中活動の場を提供できるように行います。必要と思われる方に一定の条件のもと、段階的に送迎の拡大を図っていきます。

4. 各種会議

- 1) 職員会議《正嘱職員》(月1回以上、第3水曜日定例:随時)
 - 事業の円滑化のため検討・協議を行います。
 - ヒヤリハット・事故報告等の報告を行い、施設全体で情報の共有化をします。
 - 各部会の活動内容の確認から安全衛生など総合的な検討・協議を行います。
 - 虐待防止、権利擁護、福祉施策、各種事業などの学習・研修を行います。
- 2) 個別支援会議《正嘱職員》(月2回、第2、4水曜日定例:その他緊急を要した場合)
 - 個別支援計画の検討/モニタリングの報告/必要に応じて個別ケース検討/その他利用者の処遇の向上をめざし協議を行います。(利用者・家族の参加を勧める)
 - ※主治医の意見を参考にするため状況により通院に同行します。
- 3) 評価会議《施設長等、サービス管理責任者、生活支援員》(年2回、10月、3月:随時)
 - 作業に対する姿勢を評価することで課題を整理し、今後の支援・指導に役立てるために行います。
 - 利用者工賃の公平を期するために行います。
- 4) 各部会《各部担当職員》(月1回、第1水曜日定例:随時)
 - 調整部会《サービス管理責任者、各部代表》(随時)
 - …施設の課題等を整理・検討し、方向性等に向けた協議を行います。
 - 作業部会…作業工程分析や職場開拓および作業評価に関する検討を行います。
 - 就労や実習(企業・体験)等に関する支援・指導の立案・計画・実施をします。就職者のフォローアップを行います。生産活動収入・売り上げから、利用者工賃の適正な配分の見直し・検討を行います。(就労支援と生産活動)
 - 自主製品の商品開発に向けた、情報収集を行います。
 - 生活部会…日常の生活支援の課題の見直しや内容の検討を行います。ボランティア受入れに関する相談・調整をします。施設サービス評価からの改善・整備の検討を行います。
 - 広報部会…地域に向けた施設PRや障がい者の理解と啓蒙のため、広報紙の発行および施設ホームページの更新を行います。記録写真や新聞記事等の整理と保管を行います。
 - 個人情報の利用・配慮の適否の確認を行います。
- 5) 職種別部会《支援スタッフ、事務担当、調理担当、保健・看護担当、広報担当》(随時:いわさき・本庄合同)
 - 各職種において必要な情報・知識を共有するため、情報交換および連絡調整を行います。
 - 各職種における業務のあり方・改善等について協議を行います。
- 6) 事業所委員会
 - 将来検討委員会…中期経営計画に基づく具体的な検討・協議を行います。(随時:いわさき・本庄合同)
 - 苦情解決・虐待防止委員会…人権擁護の意識を高め、苦情および虐待の未然防止、解決に向けた検討・協議を行います。
 - 安全衛生委員会…ヒヤリハットや事故報告を分析し、安全面や衛生面に関する検討・協議を行います。
- 7) プロジェクト(随時:必要に応じていわさき・本庄合同)
 - 必要な内容に関して研究・検討を行います。
- 8) 研修《全職員》(必要に応じていわさき・本庄合同)
 - 専門知識の修得などを踏まえ内部研修等を行い、職員の資質向上を図ります。
 - 外部研修への参加…福祉団体等が主催する研究大会・研修会などへ参加します。また、職員が興味

関心のあるテーマについて自主的に研修等に参加することを奨励し支援します。
資格取得の奨励……職務に関連する資格取得を奨励し支援します。
研修会の参加報告…自己啓発と職員育成のための伝達研修を行います。(研修報告会)
内部研修(合同)…外部研修の合同伝達や事例検討等を行います。

9) 実行委員会《実行委員：施設・家族会》(必要に応じて委員会を設けます)

地域に向けた施設のPRおよび障がい者の理解と啓蒙のため、「いわざきふれあいまつり」に関する企画・実施を行います。

令和4年度の課題

意思の表出からの意思決定へ

利用者の意思・思いを汲みとり、支援につなげよう

Ⅱ) 指定特定相談支援事業(計画相談)

実施地域：小牧市の全域(通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合があります)
職員：2名

1. 目的

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい者やその家族の意思、選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等の福祉サービスが、事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように支援することを目的とします。

2. 内容

障がい者やその家族から、生活に対する悩みや希望を聞き取り、サービスの利用計画を作成する「サービス利用支援」および障がい者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかモニタリングする「継続サービス利用支援」を行います。

Ⅲ) 日中一時支援事業(公益事業)

定員：5名
職員：10名

1. 目的

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保するため日中一時支援事業を実施することにより、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とします。

2. 内容

関係市町に住所を有する障がい者等を対象に、日々のいわざき授産所の利用者と同様な内容で支援をします。

◎苦情・相談の受け付け

小牧福祉会苦情解決・虐待防止規程により利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

いわざき授産所では、その行った処遇に関する利用者等またはその保護者・家族からの苦情・相談を受け付け、迅速かつ適切に対応します。

家族の方々と相談・意見交換等により情報を共有します。

Ⅲ. 本庄授産所の事業計画

事業種別	障害者総合支援法に基づく生活介護および就労継続支援B型の多機能型事業所 地域生活支援事業における日中一時支援事業
所在地	小牧市大字本庄1440番地
方針	利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供します。 また、中期経営計画に基づき、安心して継続的に生活ができるよう魅力ある施設に繋がります。 生活介護事業では、利用者が豊かな人生を送れることを目指して日常生活や社会生活を営むことができるよう介助、療育的活動、創作的活動および生産活動の提供等を通して支援を行います。 就労継続支援B型事業では、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう就労の機会やその他の活動の提供を通して、その知識および能力の向上のために支援・指導を行います。 また、高齢化に向けた情報収集を行い、体力や身体機能の維持活動等を提供し、楽しみや生きがいを感じることができるよう支援を行います。 日中一時支援を必要とする利用者に対し、一時的に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な支援・指導を行い在宅の障がい者等の福祉の向上を図ります。 多機能型事業所ではあるものの、一つの事業所として行事等において相互に交流を図り、仲間との生活を大切にしたい支援を行います。

I) 生活介護および就労継続支援B型の多機能型事業

定員	: 生活介護 25名	就労継続支援B型 15名
職員	: 20名	
開所日数	: 267日	

1. 支援・指導目標

自立に向かう

日中活動の場において、利用者のニーズや課題にあった目標を設定し、意思決定の支援を行うことにより自己選択など自主性を育てるとともに、協調性や責任感を身につけて自立に向かうよう支援・指導をします。

<活動を通じた豊かな生活や地域との共生>

- ・一人ひとりの障がい状況に合わせた日常生活支援に加えて、利用者の希望に応じた療育的活動や社会貢献活動および生産活動を含む幅広い日中活動を提供し、生活の幅を広げていけるよう支援・指導をします。
- ・高齢化に向け、体力・身体機能を維持する活動と生活の中で考えた行動ができるような活動を通し、日々安心して生活が送られるよう支援・指導をします。
- ・地域の方と協力し、共に生きる仲間として共生社会を目指し、地域資源として地域貢献活動をします。

<働くことの意味の理解および職業能力の向上>

- ・「はたらく」「就労」で得られる知識および能力の向上を図ることで社会参加が実現できるよう支援・指導をします。
- ・「作業－工賃－楽しみ」が結びつくよう工賃を有効に使用する機会を提供し、個々の興味や関心を広め、生活に楽しみを感じることで作業意欲の向上に繋がるよう支援・指導をします。

地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者と密接に連携し、利用者に沿った支援を行います。

心身の状況により5日以上連続して利用がなかった場合、希望者に訪問して状況確認等の支援をします。

2. 支援・指導内容

生活介護：生産活動や療育的活動等を提供します。

(1) 生産活動

- ・利用者の能力や精神的な安定を考慮し、個々に合った生産活動を提供します。

【内容】 受託作業：「ガス器具部品組立」「電気設備部品組立」

自主作業：「資源回収」

【時間】 9：30～15：30の間

(2) 日中活動

- ・集団における活動を通して、対人関係を考慮しながらお互いに仲間関係を大切にできるよう支援・指導をします。
- ・情緒的安定のための療育的な活動や体力の維持・増進のための身体を動かす活動など、楽しみながら行う機会を提供することで心身の健康を図ります。

【内容】 チャレンジ活動：ウォーキング、創作的・日常生活に関する活動等

療育的活動：音楽療法

【時間】 13：00～15：30の間

(3) 日課

時 間	月・火・水・木・金・土					
9：00～9：30	ラジオ体操・出欠確認・ウォーキング（雨天：室内でウォーキング）					
9：30～10：30	生産活動					
10：30～10：40	休 息					
10：40～12：00	生産活動					
12：00～13：00	昼 食・休 憩					
13：00～14：10	生産活動	水曜日 資源回収 ※雨天中止 ※夏季午前	第3火曜日 音楽療法	第2木曜日 いきいき活動 リトミック 創作活動 体操	第3金曜日 健康体操	月1回程度 チャレンジ活動 創作的・日常 生活に関する 活動 調理・散歩等 グループ活動
14：10～14：20	休 息					
14：20～15：30	生産活動					
15：30～15：45	掃 除					
15：45～16：00	着替え・利用者終礼					

就労継続支援B型：就労の機会を提供します。

(1) 就労支援

- ・意欲・技術・社会参加など作業に対する姿勢の向上を、合わせて支援・指導をします。
- ・利用者個人の能力や適性を把握し、作業の姿勢が高められるよう支援・指導をします。
- ・各作業の工程分析により、利用者個人に適した作業環境や作業配置、また、必要に応じた作業治具の用意や作業内容の見直し等で充実を図ります。
- ・社会参加をめざし、施設外就労および職場実習を実施します。

【内容】 施設外就労 受託作業：「ペットボトル手選別」

施設内作業 受託作業：「ガス器具部品組立」「ウレタン加工」「電気設備部品組立」

自主作業：「縫製」「紙工芸」他

【時間】 9：30～15：30

(2) 施設外支援

利用者のニーズにより、企業や関係機関等と連携し、就労支援（職場実習、求職活動、トライアル雇用等）を行います。

(3) 就労定着支援

一般就労した利用者が、職場に継続して勤められるよう就労先事業所や関係機関と連携し、就労定着支援を行います。

(4) 日課

時 間	施設内就労	時 間	施設外就労
9:00～9:30	体操・ウォーキング	9:00～9:20	出勤・着替え
9:30～10:30	作 業	9:20～10:00	作 業
10:30～10:40	休 息	10:00～10:15	休 息
10:40～12:00	作 業	10:15～11:00	作 業
12:00～13:00	昼 食・休 憩	11:00～11:15	休 息
13:00～14:10	作 業	11:15～12:00	作 業
14:10～14:20	休 息	12:00～13:00	昼 食・休 憩
14:20～15:30	作 業	13:00～13:45	作 業
15:30～15:45	掃 除	13:45～14:00	休 息
15:45～16:00	着替え・利用者終礼	14:00～14:45	作 業
・第2木曜日(午後) いきいき活動	・第3金曜日(午後) 健康体操 ・工賃支給日後(午後) グループ活動	14:45～15:00	休 息
		15:00～15:30	作 業
		15:30～16:00	掃 除・着替え・退勤

生活介護および就労継続支援B型（共通）

日常生活・日中活動支援

- ・利用者のニーズ・課題を把握し、基本的な生活習慣（身辺整理、みだしなみ、食事マナーなど）が確立できるように、ごく日常的な事柄から支援・指導をします。
- ・自立、自活に向け、意思の形成や表出の支援から意思決定に繋がるよう支援します。

【各活動】 グループ活動

…日常生活に密着した活動（買い物、調理等）をすることで、生活技能を伸ばし自立した生活に近づくよう支援します。

利用者の希望する内容が、余暇の過ごし方に結びつくように支援します。

工賃を使用する機会を提供することで、作業意欲の向上と生活に楽しみを感じられるよう支援します。

いきいき活動（リトミック・創作活動・体操）

…作業・生産活動以外の活動を行うことで個々の新たな能力の発見や情操面での安定を図ります。

全体活動

・健康体操

…楽しみながら身体を動かすことで体力の維持・増進を図ります。

・一休さん

…生活に役立つ全般の学習や情報提供を行います。

その他

・もちもち活動（地域貢献）

…定期的に地域住民宅を訪問して資源回収や、530運動等の奉仕活動を行います。

・農園

※いきいき活動・全体活動の後、土曜日などに、ティータイムを設け、自己選択やリラックス、意見交換や情報提供などの時間とします。

※その週に休日や行事等がある時は、活動を中止または変更する場合があります。

3. 送迎サービス

地域で暮らす利用者に、継続的に安定して通える日中活動の場を提供できるように行います。必要と思われる方に一定の条件のもと、段階的に送迎の拡大を図っていきます。

4. 各種会議

- 1) 職員会議《正嘱職員》(月1回以上、第3木曜日定例：随時)
施設事業(全般、行事、給食、その他)の円滑化と共有化のため検討・協議を行います。
ヒヤリ・ハット・事故報告等の報告を行い、施設全体で情報の共有化をします。
各部会の活動内容の確認から安全衛生など総合的な検討・協議を行います。
虐待防止、権利擁護、福祉施策、各種事業等の学習・研修を行います。
- 2) 個別支援会議《正嘱職員》(月2回、第2・4木曜日定例：その他緊急を要した場合)
利用者個々の処遇の向上をめざし協議を行います。(利用者、保護者の参加を勧める)
個別支援計画の検討／モニタリングの報告／必要に応じて個別ケース検討／その他
※嘱託医・主治医の意見を参考にするため状況により通院に同行します。
- 3) 評価会議《施設長、サービス管理責任者、目標工賃達成指導員、生活支援員、職業指導員》(年2回、10月、3月：随時)
作業に対する姿勢を評価することで課題を整理し、今後の支援・指導に役立てるために行います。
利用者工賃の公平を期するために行います。
- 4) 商品開発会議
自主作業の商品の開発に関する調査・検討を行います。
- 5) 各部会《各部担当職員》(月1回、第1木曜日定例：随時)
作業部会…作業に関わる支援・指導および安全衛生に関する見直しや事業間・作業間の調整を行います。
工程分析や作業評価および職場開拓に関する検討を行います。
授産収入や売上に関する検討を行い、利用者工賃の適正な配分に関する見直し・検討を行います。
目標工賃達成指導員と共に工賃向上計画の達成に向けて検討を行います。
就労や実習(企業・体験)等に関する支援・指導の立案・計画・実施を行います。
就職者のフォローアップを行います。
生活部会…日常の生活支援における課題の見直しや内容の検討・立案・計画・実施を行います。
ボランティアの窓口となり、受入れ相談・調整を行います。
施設サービス評価から改善・整備の検討を行います。
広報部会…地域に向けた施設のPRや障がい者の理解と啓蒙のため、広報紙の発行および施設ホームページの更新を行います。
記録(写真等)の整理を行います。
個人情報の利用・配慮の適否の確認を行います。
- 6) 職種別部会《支援スタッフ、事務担当、調理担当、保健・看護担当、広報担当》(随時：いわぎ・本庄合同)
各職種において必要な情報・知識を共有するため、情報交換および連絡調整を行います。
各職種における業務のあり方・改善等について協議を行います。
- 7) 事業所委員会
将来検討委員会…中期経営計画に基づく具体的な検討・協議を行います。(随時：いわぎ・本庄合同)
苦情解決・虐待防止委員会…人権擁護の意識を高め、苦情および虐待の未然防止、解決に向けた検討・協議を行います。
安全衛生委員会…ヒヤリ・ハットや事故報告を分析し、安全面や衛生面に関する検討・協議を行います。
- 8) プロジェクト(随時：必要に応じていわぎ・本庄合同)
必要な内容に関して研究・検討を行います。
- 9) 研修《全職員》(必要に応じていわぎ・本庄合同)
専門知識の修得などを踏まえ内部研修等を行い、職員の資質向上を図ります。
外部研修への参加…福祉団体等が主催する研究大会・研修会などへ参加します。また、職員自らが
興味関心のあるテーマについての研修等に参加することを奨励し支援します。
資格取得の奨励…職務に関連する資格取得を奨励し支援します。
研修会の参加報告…自己啓発と職員育成のための伝達研修を行います。(研修報告会)
内部研修(合同)…外部研修の合同伝達や事例検討等を行います。
- 10) 実行委員会《実行委員：施設・保護者会》(必要に応じて委員会を設けます)
地域に向けた施設のPRおよび障がい者の理解と啓蒙のため、「本庄ふれあいまつり」に関する企画・実施を行います。

意思表出から意思決定へ

～ 本人が選択できる環境をつくり、意思を決定するための支援をしよう ～

Ⅱ) 日中一時支援事業（公益事業）

定員：5名

職員：8名

1. 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保するため日中一時支援事業を実施することにより、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とします。

2. 内容

関係市町に住所を有する障がい者等を対象に、日々の本庄授産所の利用者と同様な内容で支援をします。

◎苦情・相談の受け付け

小牧福祉会苦情解決・虐待防止規程により利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

本庄授産所では、その行った処遇に関する利用者等またはその保護者・家族からの苦情・相談を受け付け、迅速かつ適切に対応します。

家族の方々と相談・意見交換等により情報を共有します。

IV. 新町ホームきぼうの事業計画

事業種別 障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業
方針 利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況や環境に応じて支援を行います。また、日常生活上における入浴、排せつ又は食事の介護、相談、その他の援助を利用者のニーズに合わせて適切に行います。
家庭的で個々の思いに寄り添う支援を行います。
本人と家族との繋がりを大切にするため、週末には自宅に戻ることを推奨しつつ、高齢化に伴う課題（ニーズ）の変化に対応を模索します。
なお、空室が生じた場合、空室を利用して、一時的に共同生活住居に入居し、自立生活の体験利用を実施します。

I) 新町ホームきぼう

所在地 小牧市新町三丁目133番地

定員 6名

職員 10名

1. 支援・指導目標

<豊かな生活から自立に向かう>

一人ひとりの障がい状況に応じた日常生活支援に加えて、個々の希望にあった生活の中での自己選択など、意思決定の支援を行うことにより自主性を育てるとともに、簡単な生活上の行為は各自で行えるよう支援（援助）します。仲間との協調性や責任感を身につけ、精神的、経済的な自立に向かいます。

地域や家庭との結びつきを大切に、安心・安全な生活の提供を行う上で、市内の保健・医療・福祉サービスととりまく関係者と密接に連携し、利用者に寄り添った支援を行います。

2. 事業内容

(1) 日常生活支援

- ・対人関係を考慮しながら、利用者が互いに仲間関係を大切にするよう支援・援助をします。
- ・日常生活面における相談や食事、入浴、排せつ等基本的生活の介護や支援、調理、買い物、身辺の整理整頓等への支援を行います。また、要望により預り金（お小遣い）等の管理や援助をします。
- ・日常生活上の簡単な行為（洗濯干し、たたみ、自室の掃除等）は、各自で行うよう支援・援助します。

(2) 余暇支援

- ・生活の中で楽しみとなるような娯楽や行事を入居者とともに企画し実施します。

(3) 健康管理支援

- ・健康状況などを把握し、疾病予防、健康管理に努めます。また、家族や日中活動の事業所、協力医療機関と連携を密にし、利用者の体調の変化に応じて迅速に対応します。

(4) 個別支援計画の作成

- ・利用者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供するため、アセスメントを実施し個別支援計画を作成します。定期的にモニタリングを行い生活を見直します。

(5) 災害時および緊急時への対応

- ・非常災害対策計画や消防計画に基づき、安心・安全な生活を送れるよう家族や地域、関係機関との連絡体制を整えます。また、年3回以上（内、夜間1回）の防災訓練を行います。
- ・利用者の呼出し等速やかに対応できるよう常時連絡できる体制を確保します。

(6) 嗜好調査

- ・食生活についての意見や要望を聞き取り、バランスのとれた食事等に配慮した支援を行います。

(7) 地域との交流

- ・地域や地域住民の理解促進のために地域自治会との交流、行事・活動等への参加をし、地域の一員としての役割が担えるよう支援します。

(8) 体験利用

- ・入居に向けた体験利用をすることで自立生活を支援します。

3. 行事計画

- ・誕生会やお出掛け
- ・季節を感じる行事（お花見、忘年会等）
- ・防災訓練（6月、9月、12月、3月、 内、夜間1回）
- ・町内会の行事・活動への参加（清掃活動、まつり等）

4. 職員研修

職員の資質向上、専門知識の修得などの研修を行います。

- ①外部研修への参加…福祉団体等が主催する研究大会・研修会および防災に関する研修会などへ参加をします。
- ②研修の参加報告…自己啓発と職員育成のため伝達研修を行います。
- ③内部研修…支援力の向上のため、事例から直接的な支援方法等の検討・研修を行います。又、他の事業所において実習を行います。

令和4年度の重点課題

生活の自由度

本人のニーズに沿った支援

◎苦情・相談の受け付け

小牧福祉会苦情解決・虐待防止規程により利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

新町ホームきぼうでは、その行った処遇に関する利用者等またはその保護者・家族からの苦情・相談を受け付け迅速かつ適切に対応します。